

	輔仁会館
三 生活相談施設	カウンセリングルーム
四 保健施設	保健室
五 運動施設	
六 課外活動施設	
七 山岳施設	光徳小屋（奥日光） 妙高高原寮（池の平）
八 臨海施設	沼津游泳場（沼津）
九 校外教育施設	西田幾多郎博士記念館（学習院寸心荘）（鎌倉）

## 第12章 学 費

### （入学検定料）

第46条 第18条に定める入学検定料は、別表3のとおりとする。

### （入学手続時納付金）

第47条 本学に入学を許可された者は、別表3に定める入学金及び別表4に定める授業料等の納付金を納付しなければならない。ただし、転入学者の入学金は、これを免除する。

### （授業料等の納付金）

第48条 学生は、別表4に定める授業料等の納付金を納付しなければならない。

### （留学者の納付金）

第49条 第36条に定める留学者の納付金については、留学期間中の本学における授業料及び施設設備費を減免する。

2 外国の大学との交流協定に基づく留学者で、その協定によって留学先大学の納付金が免除されるときは、前項にかかわらず納付金を納付しなければならない。

### （休学者の納付金）

第50条 休学の許可を得た者については、休学期間中の本学における授業料及び施設設備費を減免する。

### （納付金の減免）

第51条 留学者及び休学者の納付金減免に関し必要な事項は、別に定める。

### （協定留学生の納付金）

第52条 協定留学生の納付金は、別に定める。

### （履修生の納付金等）

第53条 外国人履修生、科目等履修生及び特別履修生にかかる選考料、登録料及び履修料は、別表5のとおりとする。ただし、特別履修生にかかる選考料、登録料及び履修料は、別に定めるところによりこれを減免することができる。

2 科目等履修生（高等科生）については、選考料、登録料及び履修料を免除する。

### （研究生の納付金）

第54条 研究生が納付する納付金は、別表6のとおりとする。

### （納付金額の変更）

第55条 学生は、在学中に納付金額の変更があった場合には、改定後の納付金額により納付しなければならない。

### （既納納付金の扱い）

第56条 既納の入学金、在籍料、授業料、施設設備費その他の納付金は返付しない。ただし、入学を許